

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 28 日

公益社団法人 日本建築士会連合会 御中
公益社団法人 日本建築家協会 御中
一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会 御中

国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）

マンション大規模修繕工事の発注等の相談窓口の周知等について

今般、マンション大規模修繕工事の発注を巡り、当該工事に係る設計コンサルタント業務の受託者及び当該工事の受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反する行為を行ったとして、公正取引委員会から排除措置命令を受ける事案[※]が発生しました。

このような事案は、管理組合等の信頼を損ない、その利益を害するとともに、マンションの適切な維持管理に必要なマンション大規模修繕工事の適正な発注等を阻害するものです。

このため、今般の事案を踏まえ、管理組合によるマンション大規模修繕工事の発注等の適正化の推進を図る観点から、マンション大規模修繕工事の発注等に関する相談窓口や発注に当たって参考となる情報等について「マンション大規模修繕工事の発注等の相談窓口の周知等について」（令和 8 年 9 月 28 日付国住参マ第 168 号、国不建第 83 号）（別紙）のとおりとりまとめ、マンション関係団体を通じて管理組合等に対し周知を行いましたので、参考までに情報提供いたします。

※事案の詳細は、公正取引委員会のホームページよりご確認ください。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/sep/260928_daiyon.manshon.html